

科目名	税法 I Tax Law I		選択	2 単位
学期・曜日・時限	春・月・3 限	春・月・6 限	-	-
担当教員名	鈴木 悠哉	e-mail		
<p><講義の概要と目的></p> <p>わたしたちは、社会生活の一環として、日々、さまざまな経済活動をおこなっています。これら経済活動の背後には、ほぼかならず、税の姿がかいま見えます。サラリーパーソンとして企業に勤務している人は、毎月の給与明細において、所得税が天引きしてあるのを目にするでしょう。会社の経営者は、自社の利益を毎年申告の上、法人税をおさめなければなりません。おこづかいをもらって買い物にきた小学生であれば、商品価格に上乗せしてある消費税を意識することになります。</p> <p>現在、わたしたちは、国家や地方公共団体が提供するさまざまなサービスに依存して生活しています。税は、このようなサービスのための財源を構成しています。いっぽう、各種税負担には、大なり小なり、人々の財産権に対する侵害という要素が伴います。税が有するこの二つの側面を調和させるべく、法によって税に関する定めを行うことが原則となりました。</p> <p>税に関する法の定めの中でも、とりわけ重要なのが、だれが、いつ、どれだけの税を負担することとなるのか、に関するものです。この点をめぐり、今日にいたるまで、おびただしいほどの事例が司法審査の対象となってきました。このことは、各種法令による通り一遍の定めだけでは、この点に関する規律が充分ではないことを意味しています。税法学が独立した学問分野としての立ち位置を有することができたのも、もっぱら、この点を研究対象としてきたからです。</p> <p>この講義は、税法をはじめて学ぶ人に、法という観点から税を考えるための思考枠組を身につけてもらうことを目的とします。起業を目指すということは税の存在を肌で感じることを意味し、それはそのまま、民主主義の良き担い手として生きていくという宿命を背負うことでもあります。この講義を通じて、たくさんの履修者をこの最終目標に導くことができればと思います。</p> <p>※留意事項</p> <p>1) 2017 年度以前のカリキュラムにおける「税法 A」と同じく、税法に関する基礎的素養の獲得を目的とする講義です。</p> <p>2) 履修を予定している人は、1 週目の講義に必ず出席してください。</p>				
<p><講義計画></p> <p>1 週目：開講 シラバスに基づく概要説明、講義の全体像の提示 ※履修予定者は必ず出席してください。</p> <p>2 週目：税法概論 (1) 税とは何か、法とは何か、なぜ税を法という視点から視る必要があるのか</p> <p>3 週目：税法概論 (2) 税について法は何を定めるべきなのか、税についてどのような種類の法が定めを置くべきなのか、税について法の定めはどのようなものであるべきなのか</p> <p>4 週目：税法概論 (3) 税に関する法はどのような形で存在するのか、税に関する法はいつ・どこに・だれに・なにに対して適用となるのか</p>				

5 週目：税法概論(4)

税に関する法をどのように解釈するのか、税負担の公平とは何を意味するのか、税法学以外に税を取り扱う学問分野としてどのようなものがあるのか、税法学という学問分野はどのような体系を有するのか、税にはどのような種類があるのか

6 週目：所得税法(1)

所得とは何か①：Simons の定式

7 週目：所得税法(2)

所得とは何か②：米国の Macomber 事件(1920)を通じて見えてくるもの

8 週目：所得税法(3)

所得とは何か③：帰属所得とは何か、違法・不法な行為から生じる収益は所得税の課税対象か

9 週目：所得税法(4)

所得税法の定め①：いつ・だれが・なにに対して納税義務を負うのか

10 週目：所得税法(5)

所得税法の定め②：「所得の金額」をどのように算定するのか

11 週目：所得税法(6)

所得税法の定め③：所得を十種類に区分することの意義、利子所得、配当所得

12 週目：所得税法(7)

所得税法の定め④：給与所得、退職所得

13 週目：所得税法(8)

所得税法の定め⑤：事業所得、給与所得と事業所得の区別

14 週目：所得税法(9)

所得税法の定め⑥：不動産所得、譲渡所得、不動産所得と譲渡所得の区別

15 週目：所得税法(10)

所得税法の定め⑦：山林所得、一時所得、雑所得、税額の算定方法

<講義の進め方>

担当教員の講義を中心に進めていきます。ただし、2 週目以降は、ほぼ毎回、課題を課します。履修者は当該課題に取り組んだ上で、講義に出席してください。後述のとおり、課題の提出状況は成績評価の対象です。

<準備学習内容>

前週の講義内容を確実に定着させた上で次週の講義に出席するようにしましょう。そのためにも、オフィスアワーを積極的に活用してください。講義を欠席した場合は DVD を視聴し、学内サイトから配付資料等を入手するようにしましょう。あと、ほぼ毎週課す課題に真剣に取り組んでください。

<教科書及び教材>

教科書は使用しません。

担当教員が PowerPoint のスライドを作成し、適宜、レジュメや必要資料を配付します（これらは講義終了後、学内サイトの講義用サークルにアップロードします）。

<参考書>

◎講義全般に関連するものとして、

金子宏『租税法[第22版]』（弘文堂，2017）。→例年であれば、開講時までに、最新版が刊行予定です。

清永敬次『税法[新装版]』（ミネルヴァ書房，2013）。

谷口勢津夫『税法基本講義[第5版]』（弘文堂，2016）。

増井良啓『租税法入門』（有斐閣，2014）。

◎もっぱら所得税法に関連するものとして、

佐藤英明『スタンダード所得税法[第2版]』（弘文堂，2016）。

注解所得税法研究会編『注解所得税法[五訂版]』（大蔵財務協会，2011）。

なお、法令集として、所得税法（同施行令）及び租税特別措置法（同施行令）が掲載してあるものを用意してください。法令集の該当箇所のコピーを持参するか、あるいは、「電子政府の総合窓口」等のウェブ・サイトを随時閲覧するということでも構いません。

<成績評価方法>

以下の三点を合計の上、60%以上の得点を単位取得の要件とします。

1) 期末レポート：45%

二つの問いから一つを選択し、A4用紙片面二枚以内で論述の上、後日発表する方法で提出してください。「問い」は、15週目の講義の最後に発表します。

2) 各回の課題：45%

詳細は<講義の進め方>を参照してください。

3) 発言等、講義への貢献度：10%

※期末試験は行いません。

なお、欠席が6回以上となった履修者は、成績評価の対象としません。

<履修条件>

特にありません。

なお、「税法演習」に所属する院生は、1年次にこの講義をかならず履修して下さい。

<DVDによる視聴> 可

<オフィスアワー> 月曜5限(於：本学7階研究室)

<その他>

開講前の事前準備は、必要ありません。ただ、税法を正確に理解するには、おなじ公法に属する憲法・行政法や、民法・会社法といった私法に関する知識が必要となります。この点に自信がない履修者は、『有斐閣Sシリーズ』等を用いて、適宜、知識を補っておいてください。